



教職員等記章
(平成15年4月導入)



学校から家庭へ、地域から地域へ、そして世代から世代へ。
いろいろな“学び”の姿をお伝えする教育プレス。保護者の皆さんへ教育のあれこれをお知らせします。

ばとん・ぱす

熊本県教育広報誌

熊本県教育委員会

vol.55

熊本県教育庁教育政策課
令和3年(2021年)1月

熊本県いじめ防止基本方針の改訂について

NEW

令和2年11月24日に、熊本県いじめ防止基本方針を改訂しました。この基本方針は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本県が国、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定するものです。

本県のいじめ防止等の対策に関する基本理念やいじめの防止等のための対策等、基本的な事柄を示しています。

<今回改訂の主なポイント>

国のいじめ定義解釈 一部変更について

- 「けんかは除かれるが、…見極めが必要」とされていた部分を「けんかやふざけ合いであっても、…いじめに該当するか否かを判断する。」と改訂

国のいじめ解消要件 明示について

- いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により確認）

情報集約担当者の新設について

- 本県独自の施策として、各学校に最低一人、いじめに関する情報を集約する担当者を、新たに置くこととしました。

この他にも、学校の危機管理に対する管理職のマネジメントスキルの向上、人権尊重の視点に立った言語環境に対する指導の充実、更には寮における生徒指導及び相談体制の充実などについて見直しを行っております。

詳細は、県教育委員会ホームページに掲載していますので、どうぞご覧ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/52365.html>



この記事に関する問い合わせ先：学校安全・安心推進課 096(333)2720